

法律家の養成と「臨床法学教育」

山口卓男

ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）客員教授
（やまぐち たくお／臨床法学教育）

「リーガルクリニック」って何？

「リーガルクリニック」——この耳慣れない言葉を、私自身はじめて聞いたのはいつのことだったろう。そんなに古い話ではなかったはずだが、いつの間にか「リーガルクリニック」に明け暮れる毎日になってしまっている。

そもそも、法曹（法律家）の養成機関として、アメリカのロースクールにならって、わが国に法科大学院を作ろうという動きが起こったのが、せいぜい8年ほど前の話である。このとき、多くの人たちがアメリカに視察に行ったのだが、そこで、Clinical Legal Education（臨床法学教育）という、指導弁護士の監督のもとで学生に実際の事件を経験させるプログラムに注目が集まり（アメリカでも比較的新しい流れである。公益活動・社会貢献としての意味合いが強い）、これを日本の法科大学院にも取り入れようとの機運が高まった。だから、Legal ClinicあるいはClinical Legal Educationがわが国で語られ、また多少なりとも実践さ

れるようになったのは、ごく最近のことである（今でも、医療法や医事法の一分野と間違われることがある）。

「臨床」教育の重要性と併設事務所

さて、日本の法科大学院制度は、2004年にあわただしくスタートしたが、すでに全国で74校の設立を見ている（これを「乱立」と呼ぶ人もいる。「法曹人口問題」の議論が背景にある）。筑波大学は、2005年に、夜間・社会人に特化した法科大学院として「ビジネス科学研究科法曹専攻」を秋葉原キャンパスに開設し、注目を集めているが、ここに、大塚地区における夜間・社会人大学院の経験と実績が生きていることを忘れてはならない。

筑波大学法科大学院は、1学年40人の小規模校ながら、わが国で唯一、社会人が働きながら学べる法曹養成課程として独自の存在意義を主張しているが、教育内容面では「臨床」（実務）教育を重視していることが1つの柱である。これは、学習時間など制

約条件の多い夜間・社会人学生に対し、法的紛争の現場に臨場して（「臨場教育」という用語も提唱されている）、生の「事件」と現実の「依頼者」に触れさせる（相談に立ち会ったり、文書の下書きをする）ことで、教育効果を飛躍的に高める狙いがあるが、それ以前に、そもそも法律実務家を養成する以上、教育過程の中に実務・実践の場を持つことは必要不可欠だとの考え方に基づく。これは、医学の世界では常識であろうが、法学の世界では、従来、理論教育は法学部で、実務教育は司法試験合格後に「司法研修所」（最高裁判所直属の研修機関）での「司法修習」（司法修習生にlegal apprenticeなる訳語があてられることがある。徒弟制ではないにせよ、見習い修業的な沿革を有し、OJT<On the Job Training>的な色合いが強い）で行うという二分論が貫かれ、学校（法科大学院）で実務を教えるという伝統がなかったため、新制度発足後も未だ混乱が続いている。

このような中で、筑波大学はいち早く実務教育重視の方針を打ち出し、臨床法学教育実践の場として、キャンパス内に法律事務所を併設した。医学教育での附属病院、教員養成での附属学校とは異なり、法学の世界では学校に「実践の場」を設けることが未だ「あたりまえ」になっていない状況（法律事務所を設置している法科大学院は、

本学のほか、大宮、早稲田、國學院、岡山、九州、熊本などの事例があるが、いまだ多数派とは言えない。なお、國學院と岡山は地元弁護士会と提携し、公設事務所を誘致したもの）のもとで、これは大きな決断であった。しかし、この決断の背景には、高等師範や教育大の時代を通じ、多彩な附属学校群を擁し、各界に優れた教育者（実践者）を輩出してきた筑波大学のDNA（すなわち理論とともに現場・実践を重視する学風）が強く影響しているように思われる。

こうして誕生した「筑波アカデミア法律事務所」の運営をお預かりしているのが、現在の私の役割である。なお、事務所の運営主体は、大学から独立した弁護士法人の形態をとる（弁護士業務の特性から、国立大学の直営になじまない部分もある）。なお、法律事務所の設置形態は、国立と私立、また、大学により異なっており、未だ標準と呼べるものはない。

筑波大学での臨床法学教育

さて、「臨床法学教育」は言葉としては聞き慣れないかも知れないが、その意味するところは、医師や教員の養成課程のように、法律家の養成課程にも実務経験を取り入れようとするごく「あたりまえ」の主張なのである。当法科大学院では、（個々にお名前を挙げることは控えるが）学内外の多くの

方々のご理解、ご尽力あるいは激励により、法律事務所を設置でき、今まで何とか運営してこることができたが、いつまでも、これが当法科大学院の「特徴」であってはならない(全国的に、事務所併設が「珍しくない」状況が目指されるべきである)。むしろ、本当の特徴は、制約条件の多い社会人学生に対し、いかにして効果的で質の高い教育を提供できるか、そのために併設事務所をどのように活用するかという教育手法・方法論の点にある。

もともと、リーガルクリニックは母国アメリカでも学生にとって負担の重い科目であると言われる。わが国では、昼間学生にもカリキュラム過密等の事情は重くのしかかる(新司法試験の競争倍率が、当初の制度設計の想定と全く違ってしまったことも大きく影響している)。いわんや、働きながら学ぶ学生(勤務先では「働き盛り」の世代として期待も大きい)にとって、クリニック受講のハードル(とくに時間面)は相当高い。

そこで、本学のクリニックでは、そのハードルを下げるための技術的な工夫として、フレックスタイム制を導入した。これは、授業の曜日・時限を特定せず、所定の単位に相当する時間数を学生各自の「持ち時間」とし、これを、1年間を通じて任意に分割して使えるとするものである。学生は、

原則として2名を1組とし、教員(弁護士)の手持ち事件の進行を見ながら、自己の日程の都合と学習目標に合わせて、好きなきにクリニックに参加することができるようになってきている。もちろん、ここでは、学生の主体性・自発性・意欲が、大いに問われることになるのは言うまでもない。

ただ、2名1組の学生がフレックス制によって断続的にクリニックに参加することから、日程管理は相当複雑となる。そして、依頼者・相談者には、事前に学生参加への了解を求めなければならない(了解がなければ参加させない)し、社会人学生特有の問題として、勤務先と依頼者の利害対立がないか事前の綿密なチェックは欠かせない(勿論、事前に厳重な守秘義務の誓約もさせている)。こうして、受講管理は煩瑣をきわめる。

しかし、いかに困難が重なるろうとも、「クリニックは必ず実施すべきもの」と私は考えている。それは、上述の臨床教育の意義からの帰結であるが、未だ臨床教育に消極的な法科大学院も多い中、何とか流れを変えたいとのささやかな思いもある。幸いにして、文部科学省の形成支援プロジェクトの一環として、上記の複雑な管理業務をスムーズに行う専用システムを開発できた。これは、私が学生に参加を呼びかける日程(法律相談、依頼者と打合せ、法廷での弁

論)をWEB上に掲示しておく、学生がこれを見て、インターネットを通じて参加予約できるもので(勿論セキュリティは厳重である)、受付・締切りも自動処理され、私に変更をかければ学生の携帯メールに通知が届く。また、学生(勤務先)との利益相反回避のために、「参加指定」から除外された学生は、はじめから当該情報にアクセスできない配慮もなされている。

2005年度からの試行を経て、2007年度には正課としてのリーガルクリニック(3年次)を実施した。学生・教員ともに苦勞したが(上記システムなしでは運営は不可能に近かった)、何とか1年目を終えることができた。個々の素材としては良いものが提供できたと自負する一方で、わずか1単位の枠の中で、学生にどれだけ満足してもらえたか心もとない面もある。今後、実施方法の効率化、内容の深化とともに、単位数の増加、対象学年の拡大など改善の余地も大きい。

なお、前述のプロジェクトでは、学習支援の各種インフラ整備を行ったが、学術情報メディアセンターの全面的なご支援を得た。この場をお借りして感謝申し上げますとともに、総合大学としてのメリットを大いに享受できた場面でもあった。

将来の展望

法科大学院の制度は、今回の司法制度改革の柱である。改革が成功するかは予断を許さないところであるが、1つ言えることは、この改革が「人づくり」からスタートしているのは正しい立脚点だということだ。その意味で、わが筑波大学の果たすべき役割は決して小さくないと、ひそかに思っている。

最近感じることは、法曹養成のための次世代の教育者・指導者育成の必要性である。専門職となるために学ぶべき内容は年々増大・高度化しているが、与えられる時間数には限界がある。そこで、教育の効率を一層高める必要があり、教育手法と教師の力量・技能が問われることになるが、理論と実務の双方に通じる優れた教師を継続的に育成する体制はいまだ整えられていない。教案や教材の開発・作成も十分進んでいない。また、近時、法曹資格取得後の継続教育の必要性も意識され始めている。このあたりに、筑波大学らしさを発揮できる領域があるのではないか。その意味で、本学の大塚地区・企業法学大学院の蓄積は、大きな資源になりうると思われる。